処分基準整理票

		/C/ 3 41 1			
処分の内容		一部負担金不払いによる徴収			
根拠法令及び条項		国民健康保険法第42条第2項			
処分基準	■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)				
	公表 ■	■ する □ しない (公表した	ない場合の根拠:第	7条第4項第	号に該当)
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない。				
	(療養の給付を受ける場合の一部負担金) 第四十二条 2 保険医療機関等は、前項の一部負担金(第四十三条第一項の規定により一部 負担金の割合が減ぜられたときは、同条第二項に規定する保険医療機関等にあつ ては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第四十四条第一項第一号の措 置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。)の支払を受けるべき ものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受け ることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部 を支払わないときは、市町村及び組合は、当該保険医療機関等の請求に基づき、 この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。				
処 分 基 準 設定年月日		令和6年 3月19日	処 分 基 準 最終変更年月日	令和6年	3月19日
所管部署		健康福祉部国保年金課			
備考					

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。